

平成二十年農林水産省・経済産業省・環境省令第一号

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第二条第二項及び第三項、第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項並びに第七条第一項の規定に基づき、並びに同法及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号）を実施するため、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

（バイオ燃料の製造方法に含まない簡易な方法）

**第一条 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律**（以下「法」という。）第二条第一項の主務省令で定める簡易な方法は、単なる乾燥、切断、破碎及び粉碎とする。

（農林漁業有機物資源をバイオ燃料の原材料として利用するために必要な行為）

**第二条 法第二条第三項の主務省令で定める行為は、農林漁業有機物資源（農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られたものに限る。）をバイオ燃料の原材料として利用するために必要な圧縮、乾燥、こん包、収集、切断、脱水、破碎、粉碎、分別及び保管とする。**

（生産製造連携事業計画の認定の申請）

**第三条 法第四条第一項の規定により生産製造連携事業計画の認定を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書を主務大臣に提出しなければならない。**

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該申請をしようとする者が法人である場合には、その定款又はこれに代わる書面

二 当該申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し

三 当該申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

四 特定バイオ燃料を製造する施設の規模及び構造を明らかにした図面

五 農林漁業有機物資源が廃棄物である場合にあっては、当該農林漁業有機物資源を処理するに当たり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第七条、第八条、第

十四条又は第十五条の許可を要するときは、当該許可を得ていていること又は得る見込みがあることを証する書類

（生産製造連携事業計画の変更の認定の申請）

**第四条 法第五条第一項の規定により生産製造連携事業計画の変更の認定を受けようとする認定事業者は、別記様式第二号による申請書を主務大臣に提出しなければならない。**

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に主務大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 当該生産製造連携事業計画に従つて行われる生産製造連携事業の実施状況を記載した書類

二 前条第二項各号に掲げる書類

（研究開発事業計画の認定の申請）

**第五条 法第六条第一項の規定により研究開発事業計画の認定を受けようとする者は、別記様式第三号による申請書を主務大臣に提出しなければならない。**

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該申請をしようとする者が法人である場合には、その定款又はこれに代わる書面

二 当該申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し

三 当該申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

（研究開発事業計画の変更の認定の申請）

**第六条 法第七条第一項の規定により研究開発事業計画の変更の認定を受けようとする認定研究開発事業者は、別記様式第四号による申請書を主務大臣に提出しなければならない。**

2 前項の申請書には、次に掲げる書類について、既に主務大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 当該研究開発事業計画に従つて行われる研究開発事業の実施状況を記載した書類

二 前条第二項各号に掲げる書類

（出願料軽減申請書の様式）  
**第七条 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令**（以下「令」という。）第八条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第五号により作成しなければならない。

（登録料軽減申請書の様式）  
**第八条** 令第九条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第六号により作成しなければならない。  
(出願料軽減申請書等の添付書面の省略)

**第九条** 令第八条第一項又は第九条第一項の申請書（以下「出願料軽減申請書等」という。）に添付すべき書面を他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において既に農林水産大臣に提出した者は、当該他の出願料軽減申請書等に添付した令第八条第一項に規定する申請に係る出願品種が認定研究開発事業計画に従つて行われる研究開発事業の成果に係るものであることを証する書面若し

くは同条第二項各号に掲げる書面又は令第九条第一項に規定する申請に係る登録品種が認定研究開発事業計画に従つて行われる研究開発事業の成果に係るものであることを証する書面若しくは同条第二項各号に掲げる書面に変更がないときは、出願料軽減申請書等にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。

**第十一条** 農林水産大臣は、出願料軽減申請書等及びこれに添付すべき書面の提出があつた場合において、申請人が法第十三条第一項又は第二項に規定する認定研究開発事業者であることを確認したときは、その申請人に確認書を交付するものとする。

#### 附 則

この省令は、法の施行の日（平成二十年十月一日）から施行する。  
この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

#### 附 則

（平成二年七月六日農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）  
この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

#### 附 則

（令和元年五月七日農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

#### 附 則

（令和元年六月一八日農林水産省・経済産業省・環境省令第二号）  
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

#### 附 則

（令和元年一二月一二日農林水産省・経済産業省・環境省令第五号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

#### 附 則

（令和二年一二月二十五日農林水産省・経済産業省・環境省令第二号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

#### 附 則

（令和二年一二月二十五日農林水産省・経済産業省・環境省令第二号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別記様式第1号（第3条関係）

生産製造連携事業計画に係る認定申請書

年　月　日

主務大臣名 殿

申請者（農林漁業者等又は農業協同組合等）

住 所

名 称 及 び

代表者の氏名

（個人の場合は氏名）

申請者（バイオ燃料製造業者又は事業協同組合等）

住 所

名 称 及 び

代表者の氏名

（個人の場合は氏名）

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第4条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、生産製造連携事業を行うすべての農林漁業者等及びバイオ燃料製造業者を記載すること。ただし、農業協同組合等又は事業協同組合等が、その構成員のために計画を作成する場合にあっては、当該農業協同組合等又は事業協同組合等のみを「申請者」として記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙1)

## 1 事業名

## 2 生産製造連携事業に参加する者の概要

## (1) 農林漁業者等又は農業協同組合等の概要

①名称、②住所、③代表者名、④連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）、⑤法人にあっては資本の額又は出資の総額、⑥従業員数又は組合員数、⑦年間売上高、⑧業種	

## (2) バイオ燃料製造業者又は事業協同組合等の概要

①名称、②住所、③代表者名、④連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）、⑤法人にあっては資本の額又は出資の総額、⑥従業員数又は組合員数、⑦年間売上高、⑧業種	

## (3) 生産製造連携事業に協力する大学、研究機関等がある場合は、その概要

①名称、②住所、③代表者名、④連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）、⑤法人にあっては資本の額又は出資の総額、⑥従業員数又は組合員数、⑦年間売上高、⑧業種	

## 3 生産製造連携事業を実施する必要性

## 4 生産製造連携事業の目標

## 5 生産製造連携事業の内容

## (1) 農林漁業有機物資源及び特定バイオ燃料の内容等

①農林漁業有機物資源の種類（及び農林漁業有機物資源が廃棄物である場合には、その性状）	
②農林漁業有機物資源の利用の現状	
③食料又は飼料としても利用可能な農林漁業有機物資源を原材料とする生産製造連携事業を行うことによる食料又は飼料の供給への影響	
④特定バイオ燃料の種類	
⑤特定バイオ燃料の具体的な用途	
⑥生産製造連携事業の実施体制	

## (2) 安定的な取引関係の確立のための措置

農林漁業	
------	--

有機物資源の種類	取引時期、価格の決定方法その他の取引の方法

(3) バイオ燃料製造業者の需要に適確に対応した農林漁業有機物資源の生産を図るための措置（当該措置と併せて実施する農林漁業有機物資源の効率的な運搬を図るための措置を含む。）

ア 年度別の農林漁業有機物資源の生産計画 (単位 t)

農林漁業有機物資源の種類	直近期末(年度)	1年後(年度)	2年後(年度)	3年後(年度)	4年後(年度)	5年後(年度)

イ アの計画を実施するための措置の内容

番号	実施者	実施内容	実施期間

ウ イの措置として整備する施設等

番号	実施者	施設等の名称	施設等の規模・能力等(m <sup>2</sup> 、台等)	事業費(千円)

(4) 特定バイオ燃料の効率的な製造を図るための措置（当該措置と併せて実施する農林漁業有機物資源の効率的な運搬を図るための措置を含む。）

ア 年度別特定バイオ燃料の製造計画 (単位 t、Kl 等)

特定バイオ燃料の種類	直近期末(年度)	1年後(年度)	2年後(年度)	3年後(年度)	4年後(年度)	5年後(年度)

イ 特定バイオ燃料を製造する施設等の概要

所有者	特定バイオ燃料の種類及び施設等の名称	施設等の所在地	取得日又は取得予定日	処理能力(t, m <sup>3</sup> 等/日)	製造能力(t, Kl等/年)

ウ アの計画を実施するための措置の内容

番号	実施者	実施内容	実施期間

エ ウの措置として整備する施設、機械等の概要

番号	実施者	施設等の名称	施設等の規模・能力等(m <sup>2</sup> 、台等)	事業費(千円)

## 6 生産製造連携事業の実施期間

年　　月　　日～　　年　　月　　日

7 農林漁業有機物資源が廃棄物である場合にあっては、その適正な処理の確保に関する事項  
(別紙2)8 生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法  
(別紙3)

## 9 その他重要事項

(備考)

その他、生産製造連携事業を説明するに当たり、必要と思われる書類を添付すること。

## (別紙2)

## 7 農林漁業有機物資源が廃棄物である場合にあっては、その適正な処理の確保に関する事項

## (1) 廃棄物である農林漁業有機物資源の処理の内容

## ア 廃棄物である農林漁業有機物資源の保管の状況

保管者の別	保管施設の容量	保管施設の場所
	m <sup>2</sup> t	

## イ 廃棄物である農林漁業有機物資源の処理業務を行う具体的な体制

## (2) 廃棄物である農林漁業有機物資源を処理する施設の内容

## ア 廃棄物である農林漁業有機物資源の処理を行う施設の概要

①施設の処理方式及び設備の概要	
②環境保全上の措置の概要（公害防止用設備の設置等）	

## イ 廃棄物である農林漁業有機物資源の処理を行う施設の維持管理に関する措置

①受け入れる廃棄物である農林漁業有機物資源の種類及び量が、当該施設の処理能力に適合するよう必要となる性状分析又は計量に関する措置			
②施設からの飛散流出・悪臭発散の防止のために必要となる措置			
③施設からの著しい騒音・振動の発生による周囲の生活環境を損なわないよう必要となる措置			
④施設から生じる排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値			
⑤施設から排水を放流する場合の放流水に係る定期的な水質検査に関する措置			
⑥施設の定期的点検及び機能検査に関する措置			
⑦維持管理に要する資金（総額）（千円）	<table border="1"> <tr> <td>使途（内訳） (千円)</td> <td>飛散防止に係る経費 定期的な水質検査に係る経費 定期的な排ガス濃度検査に係る経費 定期機能検査にかかる経費 その他</td> </tr> </table>	使途（内訳） (千円)	飛散防止に係る経費 定期的な水質検査に係る経費 定期的な排ガス濃度検査に係る経費 定期機能検査にかかる経費 その他
使途（内訳） (千円)	飛散防止に係る経費 定期的な水質検査に係る経費 定期的な排ガス濃度検査に係る経費 定期機能検査にかかる経費 その他		

ウ その他廃棄物である農林漁業有機物資源の適正な処理を行うために必要な施設に関する重要事項

(備考)

- 1 (1)については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第7条又は第14条に基づく一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を得ている場合、当該許可を得ていることを証する書類を添付しているときは、記載することを要しないものとする。
  - ① 廃掃法第8条又は第15条に基づく一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の許可（以下「施設許可」という。）が不要である場においては、その事実を証する書類
  - ② 施設許可が必要であって、その許可を得ている場合においては、当該許可を得ていることを証する書類
- 2 (2)については、次の書類を添付しているときは、記載することを要しないものとする。
  - ① 廃掃法第8条又は第15条に基づく一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の許可（以下「施設許可」という。）が不要である場においては、その事実を証する書類
  - ② 施設許可が必要であって、その許可を得ている場合においては、当該許可を得ていることを証する書類

(別紙3)

## 8 生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

年度	実施者	使途項目	調達先 (千円)							
			補助金・委託 費等	政府系金融 機関	民間金融機 関	株式、社債、 新株予約権 等	自己資金	その他	合計	備考
合計										

(注) 農林漁業者等とバイオ燃料製造業者を分けて記載すること。また、調達先については、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。

別記様式第2号（第4条関係）

認定生産製造連携事業計画の変更に係る認定申請書

年　月　日

主務大臣名 殿

申請者（農林漁業者等又は農業協同組合等）

住 所

名 称 及 び

代表者の氏名

(個人の場合は氏名)

申請者（バイオ燃料製造業者又は事業協同組合等）

住 所

名 称 及 び

代表者の氏名

(個人の場合は氏名)

年　月　日付けで認定を受けた生産製造連携事業計画「（事業名）」について、下記のとおり変更したいので、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更理由
- 3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

（備考）

- 1 「申請者」には、生産製造連携事業を行うすべての農林漁業者等及びバイオ燃料製造業者を記載すること。ただし、農業協同組合等又は事業協同組合等が、その構成員のために計画を作成する場合にあっては、当該農業協同組合等又は事業協同組合等のみを「申請者」として記載すること。
- 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第3号（第5条関係）

研究開発事業計画に係る認定申請書

年 月 日

主務大臣名 殿

申請者

住 所

名 称 及 び

代表者の氏名

(個人の場合は氏名)

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 「申請者」には、研究開発事業を行うすべての者を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙1)

## 1 事業名

## 2 研究開発事業に参加する者の概要

## (1) 研究開発事業を行う者の概要

①名称、②住所、③代表者名、④連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）、⑤法人にあっては資本の額又は出資の総額、⑥従業員数又は組合員数、⑦年間売上高、⑧業種	

## (2) 研究開発事業に協力する大学、研究機関等がある場合は、その概要

①名称、②住所、③代表者名、④連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）、⑤法人にあっては資本の額又は出資の総額、⑥従業員数又は組合員数、⑦年間売上高、⑧業種	

## 3 農林漁業者等又はバイオ燃料製造業者の抱える課題及び要請

## 4 研究開発事業の目標

## 5 研究開発事業の内容

## (1) 研究開発事業の概要及び実施体制

①研究開発事業の概要（及び廃棄物の処理に関する研究開発を含む場合は、その旨）	
②研究開発事業の実施体制	

## (2) 研究開発の年次計画

ア 農林漁業有機物資源の生産の高度化に資する研究開発（研究項目（サブテーマ）ごとに具体的に記載すること。）

番号	実施者	研究開発の具体的な内容	実施期間

イ バイオ燃料の製造の高度化に資する研究開発（研究項目（サブテーマ）ごとに具体的に記載すること。）

番号	実施者	研究開発の具体的な内容	実施期間

## (3) 研究開発事業の拠点となる施設（主たる研究開発事業の実施場所）の概要

所有者	施設等の名称	施設等の所在地	申請者の住所と異なる理由

## (4) 研究開発を行う研究員等一覧

申請者の氏名又は名称			
研究員等氏名	役職	分担（（2）のア又はイの番号 ）	研究に関する経歴
協力者の氏名又は名称			
研究員等氏名	役職	分担（（2）のア又はイの番号 ）	研究に関する経歴

## (5) 専門用語等の解説

## 6 研究開発事業の実施期間

年 月 日～ 年 月 日

## 7 研究開発事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(別紙2)

## 8 その他重要事項

## (備考)

その他、研究開発事業を説明するに当たり、必要と思われる書類を添付すること。

(別紙2)

## 7 研究開発事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

年度	実施者	使途項目	調達先 (千円)							
			補助金・委託 費等	政府系金融 機関	民間金融機 関	株式、社債、 新株予約権 等	自己資金	その他	合計	備考
合計										

(注) 調達先については、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。

別記様式第4号（第6条関係）

研究開発事業計画の変更に係る認定申請書

年　月　日

主務大臣名 殿

申請者

住 所

名 称 及 び

代表者の氏名

(個人の場合は氏名)

年　月　日付けで認定を受けた研究開発事業計画「（事業名）」について、下記のとおり変更したいので、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更理由
- 3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

(備考)

- 1 「申請者」には、研究開発事業を行うすべての者を記載すること。
- 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第5号（第7条関係）

出願料軽減申請書

年　月　日

農林水産大臣 殿

申請人（品種登録出願者）  
住所又は居所  
氏名又は名称  
法人の場合には代表者氏名：

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第13条第1項の規定による出願料の軽減を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請に係る出願品種

農林水産植物の種類：  
出願品種の名称：

2 法第13条第1項第1号に掲げる者又は同項第2号に掲げる者の別

申請人は、

- 法第13条第1項第1号に掲げる者
- 法第13条第1項第2号に掲げる者

3 認定研究開発事業計画の事業名及び認定年月日

事　業　名：  
認定年月日：

4 添付書面の目録

- 認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係るものであることを証する書面
- 職務育成品種であることを証する書面（該当する場合）
- 使用者等が品種登録出願をすることが定められた契約、勤務規則その他の定めの写し（該当する場合）

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 4の添付書面については、他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において提出している場合には、省略することができる。

別記様式第6号（第8条関係）

登録料軽減申請書

年　月　日

農林水産大臣 殿

申請人（品種登録出願者）

住所又は居所

氏名又は名称

法人の場合には代表者氏名：

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第13条第2項の規定による登録料の軽減を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請に係る登録品種の品種登録の番号：

2 法第13条第2項第1号に掲げる者又は同項第2号に掲げる者の別  
申請人は、

- 法第13条第2項第1号に掲げる者
- 法第13条第2項第2号に掲げる者

3 認定研究開発事業計画の事業名及び認定年月日

事　業　名：

認定年月日：

4 登録料の納付年分：

5 添付書面の目録

- 認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係るものであることを証する書面
- 職務育成品種であることを証する書面（該当する場合）
- 使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の名義を使用者等に変更することが定められた契約、勤務規則その他の定めの写し（該当する場合）

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 5の添付書面については、他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において提出している場合には、省略することができる。